

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社 進栄建設	茨城県東茨城郡茨城町神谷 778-1	2-013472

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間 平成25年4月1日 ～ 平成25年4月30日（1箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事

4 事実概要

株式会社 進栄建設は、平成25年2月25日、茨城町発注の道路舗装工事において、散水のための水を許可なく消火栓より補充し、茨城町より茨城町水道事業給水条例に基づく過料処分を受けた。

5 指名停止理由

茨城町水道事業給水条例に基づく過料処分を受けたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）別表第2第11号アに該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第11号〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。 イ (略) ウ (略)	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

問 い 合 わ せ 先
茨城町総務企画部財政課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地 電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)